

加算支援金からみる東日本大震災からの住宅再建

多田 忠義

要旨

被災者生活再建支援制度のうち加算支援金の申請・支給件数から、住宅再建の実態を明らかにした。結果、宮城県では住宅の建設・購入と補修のいずれも12年がピークとなっているのに対し、岩手県、福島県では12年のピークに加え、13年10月前後のピークが見られる。これは、消費税増税が住宅再建の一つの契機となった可能性を示唆するが、全体的な動きではなかったと考えられる。また、住宅再建先や災害公営住宅の整備がなかなか進まない中、一部の被災者は依然として自力再建を選択した動きがみられる。

はじめに

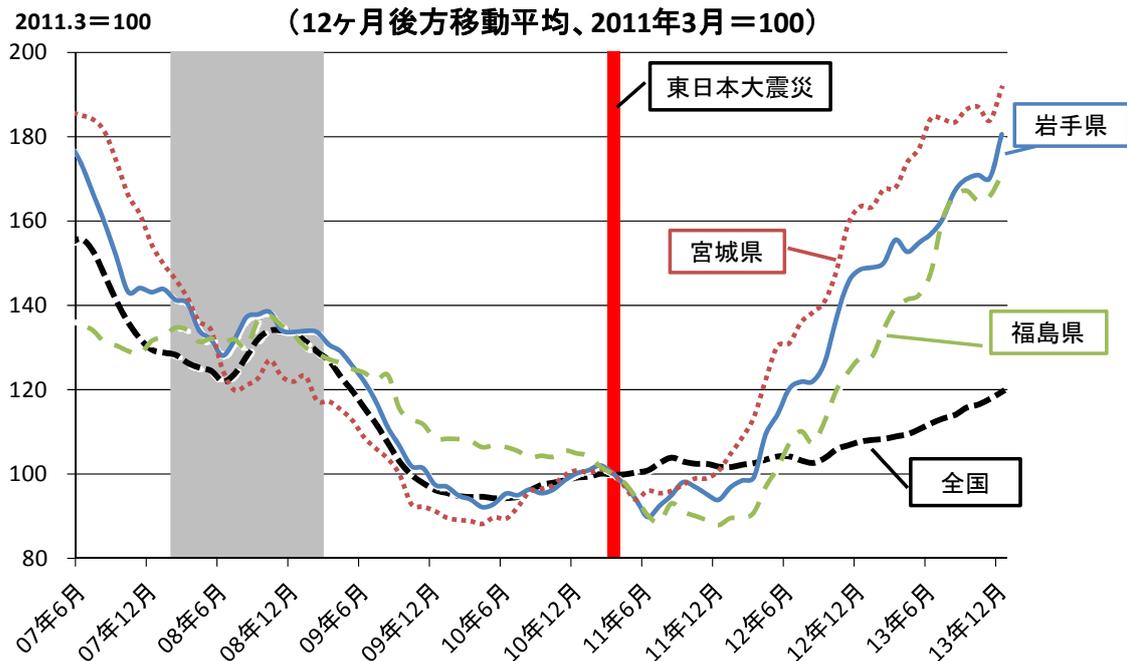
14年3月で東日本大震災(以下、震災)から3年が経過する。12年6~7月にピークに達した二次避難者数(約34万人)は減少し続けており、14年1月16日現在で約27万人となっている(復興庁発表)。一方、災害公営住宅や高台移転(防災集団移転事業等)の進捗率は、着工で61%、完了で2%と、被災地における住宅再建は現在も進行中である。

そこで、本レポートではこうした足元

の現状を踏まえつつ、震災から現在までの住宅再建の動向をとらえ、地域ごとの再建時期に特徴があるかどうか明らかにする。

今回注目したデータは、被災者生活再建支援制度に基づき、被災世帯に支給される加算支援金である。多田(2013)では宮城県を事例に、住宅金融支援機構が提供する「災害復興住宅融資」のデータを用いて住宅再建の時期を探ったが、この融資を申し込まないで住宅再建するケ

図表1 被災3県における住宅着工戸数の推移
(12ヶ月後方移動平均、2011年3月=100)



(資料) 国土交通省「住宅着工統計」 (注) グレー帯は、内閣府発表の景気後退期。

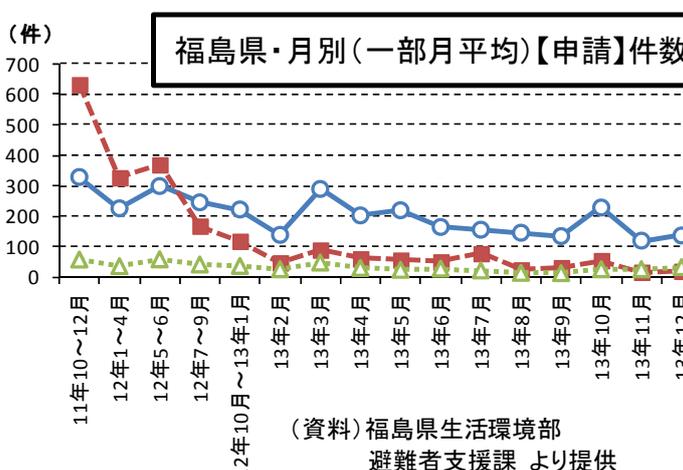
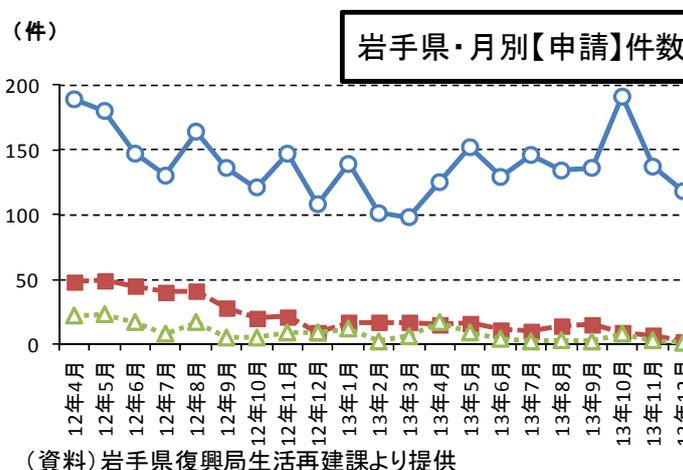
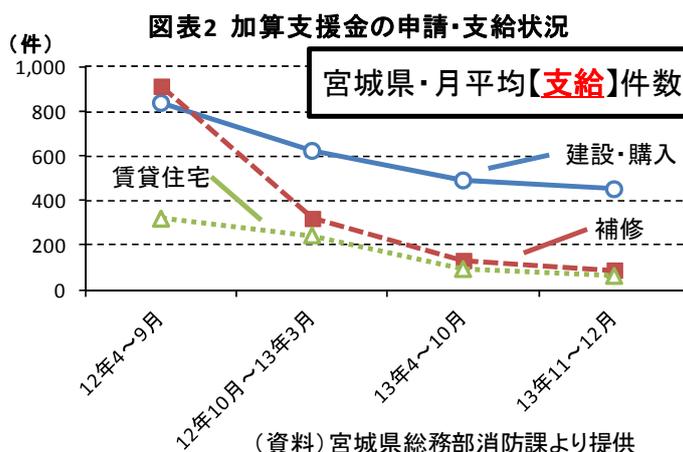
ースもあるため、被災者による住宅再建の全体像をとらえにくかった。一方、被災者生活再建支援制度は、住宅被害のある被災者のほとんどが利用するため、被災地における住宅再建の動向を分析する上で参考になると考えた。

被災 3 県で伸び続ける住宅着工戸数

図表 1 は、被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）及び全国における住宅着工戸数の推移を 12 ヶ月後方移動平均で示したものである。宮城県では、震災直前の 2 倍近くまで着工戸数が伸びているほか、岩手県、福島県でも同様に着工戸数が伸びている。このような増加基調は震災以降続いており、足元では一段と高い伸びを示している。

被災 3 県における加算支援金の申請・支給状況

被災者生活再建支援制度は、国と都道府県で作る基金から、被災者の生活再建を支援する資金を世帯毎に支給する制度で、住居の損壊度合いに応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建や補修をはじめとする生活再建に応じて支給する加算支援金の 2 種類が存在する。加算支援金は、住宅の建設や購入（建設・購入）、住宅の補修（補修）、仮設住宅等の避難所から賃貸住宅に移転（賃貸住宅）の 3 タイプがあり、図表 2



は、被災 3 県における加算支援金の申請（岩手県、福島県）・支給（宮城県）件数を月平均で計算し、時系列でまとめたものである。なお、一般に申請してから支給までに 1 ヶ月程度の時間差が生じる。また、申請先は震災時に居住していた市町村となるため、住宅再建先と申請先が

図表3 民間住宅用等宅地・災害公営住宅の整備計画数の推移

		12年		13年		
		12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
岩手県	民間住宅用等宅地	10,087	9,722	8,743	8,837	8,405
	災害公営住宅	5,639	5,972	6,097	6,079	6,038
宮城県	民間住宅用等宅地	15,432	13,068	13,027	12,057	11,808
	災害公営住宅	15,485	15,381	15,442	15,342	15,543
福島県	民間住宅用等宅地	2,541	2,525	2,501	2,469	2,075
	災害公営住宅	3,132	3,098	3,138	3,606	4,139

(資料)復興庁『住まいの復興工程表』

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-12/20130730105832.html>

一致しない場合もあることに注意したい。

まず宮城県をみると、12年度上期は補修の支給件数が最も多く、12年度下期以降は建設・購入と入れ替わり、支給件数は全体として減少傾向にある。こうしたことから、被災者が早期に生活再建に着手した様子が見えてくる。

岩手県では、一貫して建設・購入の申請件数が多く、申請件数は全体として横ばい傾向である。特徴的な動きは、13年10月に建設・購入の申請件数が急増しており、消費税増税が一つの契機となった可能性がある(注1)。ただし、いくつかの市町に確認したところ、消費税増税前の駆け込み契約によるものと推測される加算支援金申請が多いとはいえない状況である点に留意したい。

この駆け込み契約に伴う申請とみられる動きは福島県でも同様に見られたが、岩手県に比べ増加幅は緩やかであった。また、福島県では宮城県同様に補修の申請件数が12年度上期にかけて多く、それ以降は建設・購入が中心の申請となっている。また、原発事故で避難を余儀なくされている浜通り(沿岸部)の町村では、13年度に入り申請が増加傾向である。

被災3県をまとめてみると、加算支援金の申請・支給件数は徐々に減少し、一定水準で下げ止まっている。被災者による自力での住宅再建は12年度をピークに実施され、13年度以降は自力再建が減少すると予想されたが、現状は加算支援金が一定程度申請・支給される状況(≒自力再建)である。冒頭で述べたとおり、防災集団移転事業による宅地や災害公営住宅の整備は過半が着工段階にこぎつけ

たところで、住宅再建にはあと数年を要するとみられる。こうした状況から、加算支援金の申請・支給件数の下げ止まりは、長期の避難生活から脱し、自力再建を選ぶ被災者が一定数出現していることを意味すると考えられる。これは、移転先用地である「民間住宅用等宅地」の整備計画数が減少傾向である点からも確認できる(図表3)。

(注1) 政府は宅地整備の遅れ等による被災者間の負担の不均衡を無くし、住宅再建に支障がないようにすることを目的に、消費税増税に伴う税負担を一部補てんする「住まいの復興給付金」制度を設けている(13年10月1日閣議決定)。

市町村別加算支援金の申請・支給時期

県別に明らかとなった加算支援金の申請・支給状況、すなわち住宅再建の開始時期は、被災市町村ごとに大きく異なる。そこで、住宅再建に大きくかわる「建設・購入」の申請・支給件数に限って市町村ごとの月平均を図表4にまとめた(※データの制約を記したので、図表4内の注記を必ず参照のこと)。

被災3県の内陸に位置する市町村は、概ね12年度中の申請・支給平均件数が多く、特に12年度上期に多かったことがわかる。一方、津波で被災した沿岸部に注目すると、宮城県石巻市から亘理町、福島県相馬市、いわき市では、12年度の申請・支給平均件数が多い。一方、岩手県から宮城県北部(石巻地域以北)、宮城県岩沼市、福島県新地町、南相馬市から広野町にかけては、13年度に入ってから

申請・支給平均件数が多い。特に、宮城県南三陸町や新地町など一部の市町村では集団移転先の宅地整備が完了し始めている団地も出始めており、こうした整備の進展に伴い、建築着手金を得るためや建築着手を契機に加算支援金を申請・支給するケースも出始めていると聞く。結果、申請・支給平均件数が13年度下期に向かって上昇している町も存在する。ことが判明した。

全体的な住宅再建の動向は、図表2で確認した通り被災3県毎でも差があるが、市町村ごとに見ることで、一部に防災集団移転事業の進展をうかがえた。

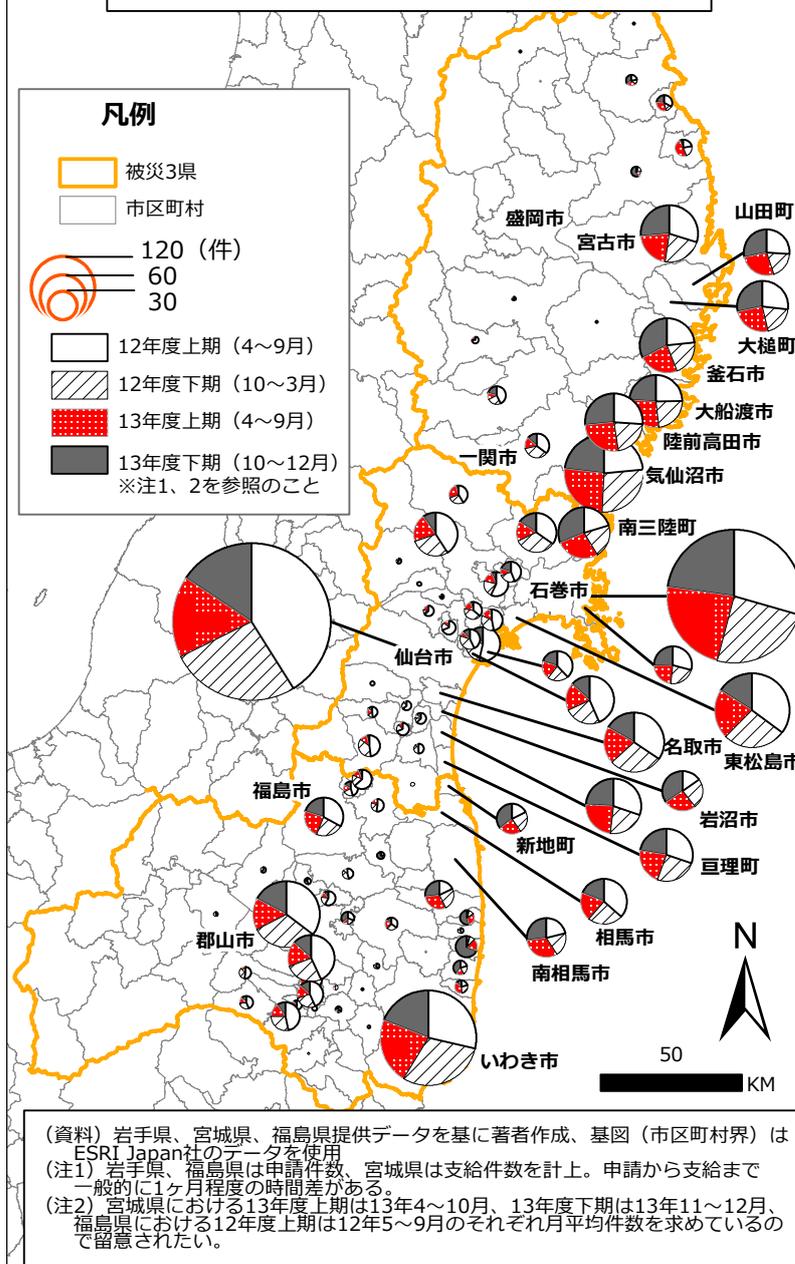
おわりに

多田(2013)は11~12年の被災者向け住宅ローンの申し込み状況を分析し、「自力再建可能な被災者による(被災者向け住宅ローン)利用はいったん終息に向かい始めている可能性がある」と指摘したが、本レポートでの分析を踏まえ

ると、住宅ローンだけでなく、加算支援金を受けた自力住宅再建でも12年度をピークに減少傾向であることが明らかとなった。また同時に、一部地域では防災集団移転事業による宅地整備の完了で住宅再建が始まりつつあることも判明した。

復興庁の取りまとめによれば、被災地における防災集団移転事業による宅地等の整備、災害公営住宅の建設は14~15年

図表4 被災3県における加算支援金(建設・購入)の月平均申請・支払件数



度を完了のピークとしており、引き続き住宅再建の動向に注目する必要がある。また、公的整備を待ち切れず自力で住宅再建に踏み切らざるを得ない被災者に対する柔軟な支援も引き続き求められよう。

参考文献

多田忠義(2013)「宮城県における住宅再建を取り巻く現状について」『金融市場』2013年2月号, 18-25.